

波佐見町事業継続支援給付金制度のご案内

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、長崎県下全域に特別警戒警報、緊急事態宣言の発令、長崎市・佐世保市へまん延防止等重点措置が適用されたことに伴い、事業活動に大きな影響を受けた事業者に対し、波佐見町事業継続支援給付金を支給します。

◆給付金制度の概要

給付金の内容

令和3年8月・9月の特別警戒警報、緊急事態宣言により事業活動に影響を受けた町内の事業所への経営支援のため給付金を交付します。

給付金額

令和3年8月または9月の売上高が対前年比（または対前々年比）で20%以上減少している場合、月毎に上限10万円（収入減少額）
※50%以上減少している場合は国の月次支援金の申請が出来ます。
法人20万円 個人事業主10万円



○支給対象者は次の1～6の全ての要件を満たす事業所

1. 令和3年8月6日を基準日とし、法人の場合は本社住所地在、個人事業主（農業者を含む）の場合は住所が波佐見町内にあること。
2. 下記のいずれかに該当し、令和3年8月、9月のいずれかの月間事業収入（申請者が営む事業の全事業収入）が対2020年（または対2019年）の同月比で20%以上減少していること。
 - ①令和3年8月10日から令和3年9月12日の間、県の営業時間短縮要請等に協力した県内飲食店・遊興施設と直接・間接の取引があること。
 - ②令和3年8月10日から令和3年9月12日の間、県内における不要不急の外出・移動自粛要請により直接の影響を受けたこと。
3. 県の大規模集客施設時短要請協力金及び波佐見町の飲食店等営業時間短縮要請協力金の対象でないこと。
4. 令和3年3月31日以前から町内で事業を営んでいること。
5. 町税等の滞納がないこと。
6. 国に準じ、次のいずれかに該当する事業所でないこと。
 - ・法人税法別表第一に規定する公共法人
 - ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者
 - ・政治団体、宗教上の組織若しくは団体
 - ・上記の他、給付金の趣旨・目的に照らし適当でないことと知事・町長が判断する者

※開業から1年を満たない事業所については、開業後の売上額の推移を確認し判断する。

※町税等とは、町県民税、法人町民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険料の町が債権を有するもの。

申請期間

令和3年11月18日（木）～令和4年1月28日（金）

申請場所 申請方法

【窓口申請】波佐見町役場 商工観光課（農業者の方は農林課）
【郵送申請】〒859-3791

波佐見町宿郷660番地 波佐見町役場 商工観光課

◆申請に必要な書類（波佐見町指定様式）

- ①申請書類チェックシート
- ②波佐見町事業継続支援給付金支給申請書（様式1）
- ③誓約書兼同意書（様式2）



◇添付書類

- ①2020確定申告書控の写し（要受付印等）
- ②2019年と比較する場合は2019確定申告書控の写し
- ③2020年又は2019年の月間事業収入が確認できる書類（法人：法人事業概況説明書の写し、個人：所得税青色申告決算書又は事業収入が確認できる帳簿等の写し）
- ④2021年8月、9月の月間事業収入が確認できる帳簿等の写し
- ⑤営業時間短縮要請等の影響を受けたことを証明する書類（申請書類チェックシート⑦などを参照）
- ⑥振込先口座の通帳（見開き1ページの写し）
- ⑦本人を確認できるもの（写し）※個人事業主のみ

【お問い合わせ先】 波佐見町役場 商工観光課（農業者の方は農林課）

TEL 代表 85-2111 直通 85-2162（商工観光課）/ 2980（農林課）